

9月10日に鬼怒川氾濫で多くの住宅が流されて全壊しました。河川の氾濫だけでなく自然災害に遭った場合に再建支出費用や再建のための収入はどうかの実態調査を下記に報告します。



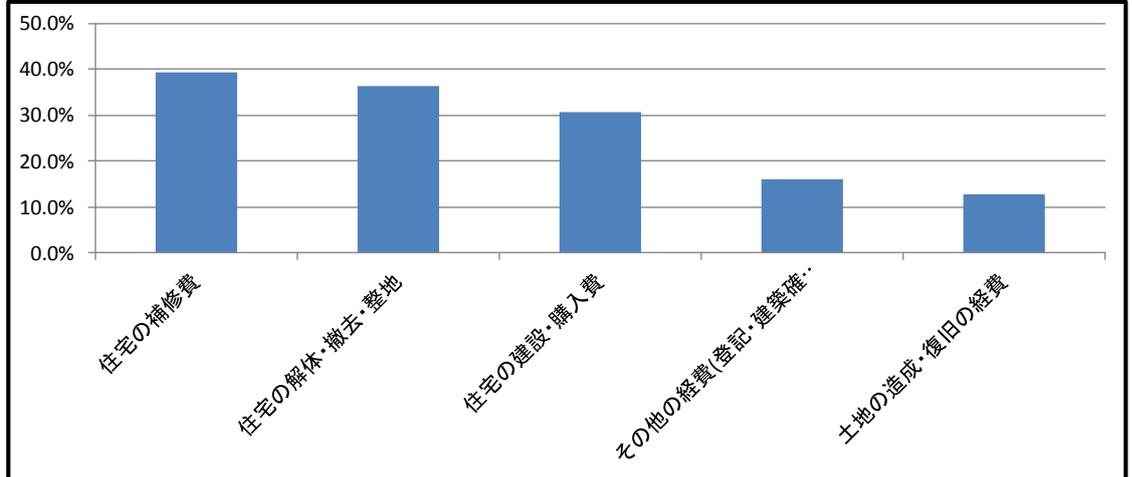
Q

自然災害に遭った被害者が生活再建のために支出した費用のベスト5は?



A

やはり住宅を再建するための建設・補修・整地などの経費支出が多いです。



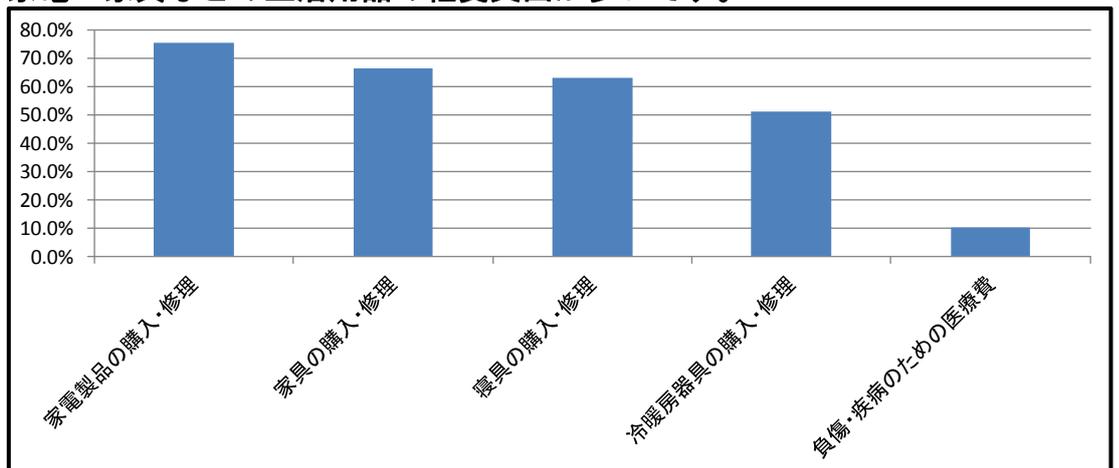
Q

住宅以外に支出した費用のベスト5は?



A

家電・家具などの生活用品の経費支出が多いです。





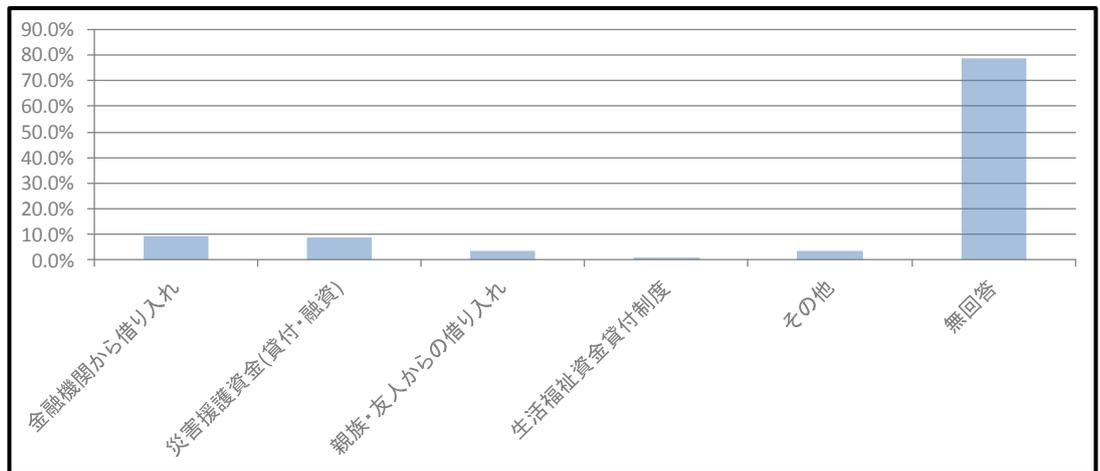
Q

生活再建費用を借入した場合にどこからですか？



A

金融機関と自治体の援護資金が多いです。



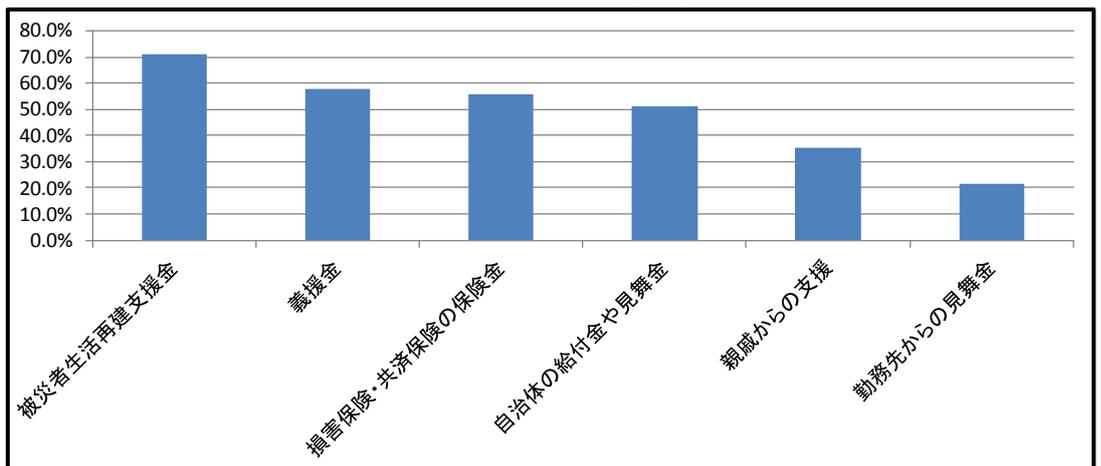
Q

借入以外の現金の再建費用の収入はどこからですか？



A

やはり「被災者生活再建支援制度」の支援金がトップです。
そこで、次頁で支援内容について詳しく解説します。





平成27年9月10日茨城県を流れる鬼怒川の氾濫で堤防が決壊し、多くの住宅が全壊しました。このような災害に対する国の補償制度について教えてください。



被災者生活再建支援法による「被災者生活再建支援制度」があります。

「被災者生活再建支援制度」は、自然災害(例えば、今回の河川の氾濫洪水、最近多く発生する竜巻や2011年の東日本大地震など)の災害により住宅が全壊するなど被害を受けた世帯に対し生活再建のための支援金を支給する制度です。



「被災者生活再建支援制度」が適用される被災世帯とは？



- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

以上の4つに該当する世帯が対象になります。



「被災者生活再建支援制度」の支援金の金額について教えてください。



支給額は2つの支援金の合計額となります。

- ①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)
- ②住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位: 万円)

区分		①基礎支援金 (住宅の被害程度)	②加算支援金 (住宅の再建方法)	合計 ①+②
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
			補修 100	200
			賃借 50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
			補修 75	150
			賃借 37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※住宅が「半壊」または「大規模半壊」の『り災証明』を受けたけど住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合は「全壊」として扱われます。

※加算支援金の「賃借」については、公営住宅や仮設住宅への入居者は「被災者生活再建支援制度」の対象にはなりません。

例えば家族構成がご主人と奥さんと子供さんがいる上記表の「複数世帯」に該当する方が、「全壊世帯」の区分になったとします。新しく住宅を建てるとすると①基礎支援金100万円と②加算支援金200万円の合計300万円が支給されます。